

松戸市中央基幹相談支援センター運営業務委託候補者選考基準

1 基本事項

松戸市中央基幹相談支援センター運営業務を委託する事業者を公募し、選考委員会により選考し決定する。

審査点は、別紙「松戸市中央基幹相談支援センター運営業務委託事業者 評価表」（以下「別紙評価表」という。）に従い、採点を行う。

2 配 点

評価項目に 2 5 0 点を配分し、満点を 2 5 0 点とする。

3 審査点の算出

審査点は、原則として採点者の点数を平均し算出する。

評価項目は、別紙評価表に示す重要度 A B C に応じて 3 種に設定した配点に応じて採点する。

4 評価の方法

審査点を算出し、最も高い者を事業者として選出する。

審査点が最も高い者が複数ある場合は、重要度が A の評価項目のみの点数で再度集計し、その最も高い者を事業者として選定する。この場合でも審査点が最も高い者が複数ある場合は、更に重要度 A 及び B の評価項目についての点数で再度集計し、その最も高い者を事業者として選定する。

なお、審査の結果、評価点の 5 割に満たない応募者については、応募者が 1 者の場合であっても、受託候補者として選定しない。